

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

求釈明に対する回答書

2024年3月28日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

第1 はじめに

原告らは、被告の2024年3月7日付け求釈明申立書(「本件求釈明申立書」という)に対し、主張立証に必要な範囲で回答する。

第2 本件求釈明申立書第2に対する回答

1 1について

(1) 「(1)」について

原告第14準備書面記載のとおり、ウィシユマさんの「死因」は、低栄養・脱水であり、当該死因から死亡に至るまでに複数の機序があり得ると主張するものである。

なお、原告らは、原告らの2024年2月14日付回答書において、死亡についての機序として「ケトーシスを発症し、その後、ケトアシドーシスを発症し、3月6日に死亡した」と回答しているが、これは「死因」が「ケトアシドーシス」であると述べたものではない。

(2) 「(2)~(5)」について

ウイシュマさんは、死亡時までにはpH=6.637の重篤な代謝性アシドーシスに陥っていた。

(3) 「(6)~(7)」について

結果回避義務の時期と内容については、第14準備書面記載のとおりである。

2 「2」について

ウイシュマさんの死に至る機序は、前記第2の1(1)記載のとおりである。

なお、原告ら第14準備書面記載のとおり、死に至る機序は原因行為と結果の因果関係を判断する上での一要素に過ぎず、本件では名古屋入管の生命健康維持義務違反とウイシュマさんの死亡結果には因果関係が認められる。

以上